

市報からダウンロードしてください。
※市内団体のうち、構成員が在勤・在学の方の場合、在勤・在学を証明できるもの(写し可)が必要です(構成員の過半数が在住の方の場合は不要)。

☎スポーツセンター
☎042-425-0505
▶スポーツ振興課☎
☎042-420-2818

選挙

期日前投票・不在者投票制度のご案内

令和3年2月7日(日)は、西東京市長選挙の投票日です。投票日当日に投票できない方は、期日前投票・不在者投票をご利用ください。西東京市長選挙では、期日前投票所のうち保谷庁舎別棟はエコプラザ西東京に変更となります。

☐期日前投票

時・場 ● 2月1日(月)～6日(土)・田無庁舎2階会議室またはエコプラザ西東京多目的スペース ● 2月4日(木)～6日(土)・ひばりが丘図書館講座室

いずれも午前8時30分～午後8時
※選挙人名簿に登録されていれば、入場整理券がなくても投票できます。宣誓書兼請求書の記入が必要です。

☐滞在地での不在者投票

仕事・旅行などで市外に滞在する方は、滞在地の選挙管理委員会に不在者投票ができます。本市選挙管理委員会に不在者投票用紙などの請求をしてください。投票用紙などを受領後、お早めに滞在地の選挙管理委員会に投票してください。

☐指定病院などでの不在者投票

不在者投票できる施設として指定を受けた病院・老人ホームなどの施設に入院・入所している方は、その施設内で不在者投票ができます。希望する方は、施設の担当者にお申し出ください。

▶選挙管理委員会事務局☎
☎042-420-2801

12月1日現在の選挙人名簿登録者数(定時登録)などが確定

☐登録者数

男性8万2,730人、女性8万8,895人、計17万1,625人
前回の登録者数と比較すると、男性225人増、女性169人増、計394人増加しています。

☐今回の定時登録の要件

- ①日本国民
- ②平成14年12月2日以前に出生
- ③12月1日現在、引き続き3カ月以上居住している(他市区町村から転入した場合は、9月1日までに本市の住民基本台帳に記載)または、8月1日以降の転出で、転出前に3カ月以上居住していた

☐在外選挙人名簿登録者数

男性89人、女性105人、計194人

☐今回の在外選挙人名簿登録などの要件

- ①日本国民
- ②登録申請時に満18歳以上
- ③在外選挙人名簿に登録されていない
- ④国外に住所を有し、次のいずれかに該当する

- その者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に引き続き3カ月以上住所がある
- 本市の選挙人名簿に登録されており、出国前に海外への転出届および在外選挙人名簿登録移転申請をしている

▶選挙管理委員会事務局☎
☎042-420-2801

市政

公共下水道事業計画変更案の縦覧

現在、市で策定中の公共下水道(荒川右岸東京流域関連)事業計画の変更案について縦覧を行います。

☐縦覧期間

令和3年1月4日(月)～18日(月)

☐縦覧場所 下水道課(保谷東分庁舎)

▶下水道課☎
☎042-438-4059

議員の寄附行為は禁止されています

議員は、選挙区内の方に対する下記の行為が禁止されています。市民の方が議員に対して実費を伴う行事や会費が必要な催しを案内する際には、会費を明示してください。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

☐寄附行為など(禁止事項)

- おみや物の贈答
- 時候の挨拶状の送付(答礼のための自筆によるものを除く)
- 地域の会合などへ差し入れ・祝い金・賛助金を出すこと

▶議会事務局☎
☎042-460-9860

パブリックコメント 皆さんのご意見をお寄せください

市の重要な政策を策定する際に、原案を公表して広く市民の皆さんから意見を求め、いただいた意見を考慮しながら政策を決定します。
※匿名意見は受け付けませんので、意見提出の際は、住所・氏名を必ずご記入ください。※ご意見には個別に回答しません。

事案名 西東京市下水道プラン(素案) ▶下水道課☎042-438-4059	
策定趣旨	下水道をとりまく社会情勢の変化を踏まえ、平成23年3月策定、平成28年3月改定の西東京市公共下水道プランについて見直しを行います。
閲覧方法	12月15日(火)から、情報公開コーナー・市報☎
対象	在住・在勤・在学者、市内に事務所または事業所がある法人・団体
提出期間	12月15日(火)～令和3年1月14日(木)(必着)
提出方法	①持参(保谷東分庁舎1階) ②郵送(〒202-8555市役所下水道課) ③ファクス(☎042-438-2022) ④市報☎から ⑤メール(☎gesui@city.nishitokyo.lg.jp)
検討結果の公表	令和3年2月(予定)

募集

行財政改革推進委員

☑第4次行財政改革大綱や公共施設の適正配置、行政評価に関する助言・提言

☐資格・人数 在住・在勤・在学の18歳以上の方・3人 ※他の附属機関委員などとの兼任不可

☐任期 5月から2年間

☐会議数 年6回程度(平日昼間)

☐謝礼 1回につき1万800円

☐募集・選考要領 市報☎に掲載

☑1月20日(水)(必着)までに、①「持続可能で自立的な自治体経営(魅力あるまちづくりを進めるために)」についての小論文(800～1,200字) ②自己PR文(A4用紙1ページ以内。行政への市民参加やボランティアなどの実績・経験・資格など)に住所・氏名・年齢・職業・電話番号を明記し、〒188-8666市役所企画政策課へ郵送・メールまたは持参(田無庁舎3階)

▶企画政策課☎

☎042-460-9800
☎kikaku@city.nishitokyo.lg.jp

市民マップへの広告掲載

令和3年3月に発行する市民マップへ掲載を希望する事業主を募集します。

☐募集枠 5枠

☐サイズ 縦5cm×横7.5cm以内

☐印刷予定部数 1万3,000枚

☐配布先 転入者・希望者

☐掲載料 1万5,000円

☐申込期限 12月22日(火)

※申込方法・掲載基準など詳細は、市報☎をご覧ください。

▶秘書広報課☎

☎042-460-9804

etc その他

寄附

市政へのご協力をいただき、誠にありがとうございました。

※たましん経営者研究会東支部会長 福澤利三郎様(マスクケース)

※公益財団法人三菱UFJ環境財団理事長 沖原隆宗様(樹木)

▶総務課☎

☎042-460-9810

ひとり親世帯臨時特別給付金の申請は 令和3年1月29日(金)まで

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯の生活を支援するため、給付金を支給いたします(国制度)。
対象になる方でまだ申請をしてい

ない方は、お早めに申請してください。
※詳細は市報☎または下記へお問い合わせください。

▶子育て支援課☎

☎042-460-9840

対象

18歳になった年度末までの児童(一定の障害がある場合は20歳未満の児童)を監護しているひとり親等で次に該当する方

☐基本給付

①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けた方(全部支給停止の方を除く)

②公的年金給付等を受給しており、それによって令和2年6月分の児童扶養手当が全部支給停止の方(ただし、平成30年中の収入が支給制限限度額未満である方)

③令和2年6月分の児童扶養手当が全部支給停止の方、児童扶養手当の申請をしていない方または令和2年7月以降新たに児童扶養手当の受給者となった方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方(同居の扶養義務者の方がいる場合は、その方の収入についても支給制限があります。)

☐追加給付

①と②の支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少した方

傍聴

お願い マスクの着用や手洗い・手指消毒などにご協力をお願いします。また、咳などの風邪症状や発熱など、体調不良の方は傍聴をご遠慮ください。

■教育委員会
時 12月22日(火)午後2時
場 田無第二庁舎4階
内 行政報告^{ほか}
定 10人
▶教育企画課☎
☎042-420-2822

■男女平等推進センター企画運営委員会
時 12月22日(火)午後7時
場 住吉会館ルピナス
内 男女平等参画推進事業^{ほか}
定 3人
▶協働コミュニティ課
☎042-439-0075

審議会など
■地域密着型サービス等運営委員会
時 12月22日(火)午後7時
場 田無第二庁舎4階
内 地域密着型サービス^{など}
定 5人
▶高齢者支援課☎
☎042-420-2813

■社会教育委員の会議
時 12月25日(金)午後2時
場 田無第二庁舎4階
内 今後の活動について
定 2人
▶社会教育課☎
☎042-420-2831